

事業環境改善に向けた取組について (改訂 2020)

令和2年 4 月 20 日
事業環境改善のための
関係府省庁連絡会議決定

はじめに

我が国の事業環境の改善のため、成長戦略の KPI である「2020 年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて日本が先進国 3 位に入る。」として
いるところ、日本の評価は芳しくない状況にある。このため、平成 29 年 11 月
に事業環境改善のための関係府省庁連絡会議を設置し、「世界で一番企業が活
動しやすい国」の実現に向けて、ビジネス環境ランキングを掲載している世界
銀行報告書¹の評価対象 10 分野それぞれにおいて、我が国のビジネス環境が適
切に評価されるように努めるとともに、世界最高水準のビジネス環境を目指し
て、以下の取組を行ってきた。

第一に、世界銀行の調査に対して積極的に協力し、我が国のビジネス環境が
正確に反映されるように努めてきた。

第二に、世界最高水準のビジネス環境の実現に向けて、法人設立や契約執行
(裁判手続)等の分野で改善策の検討・実施に取り組んできた。

第三に、各国のより良いビジネス環境を作り出す取組が促されるよう、適切
なメソドロジーを世界銀行に提案してきた。

その結果、平成 28 年には先進国 26 位まで後退していた日本の順位は、令和
元年には先進国 18 位まで改善したが、目標達成には更なる取組とその実現の
ためには時間が必要であり、上記目標の達成は困難な状況にある。

このため、今般、KPI の見直しに向けた検討を行うとともに、我が国の事業
環境の更なる改善に向けた取組を推進することとする。

¹ 世界銀行から毎年秋に公表される Doing Business Report を指す。
<http://www.doingbusiness.org/>

1. KPI の見直しに向けた考え方

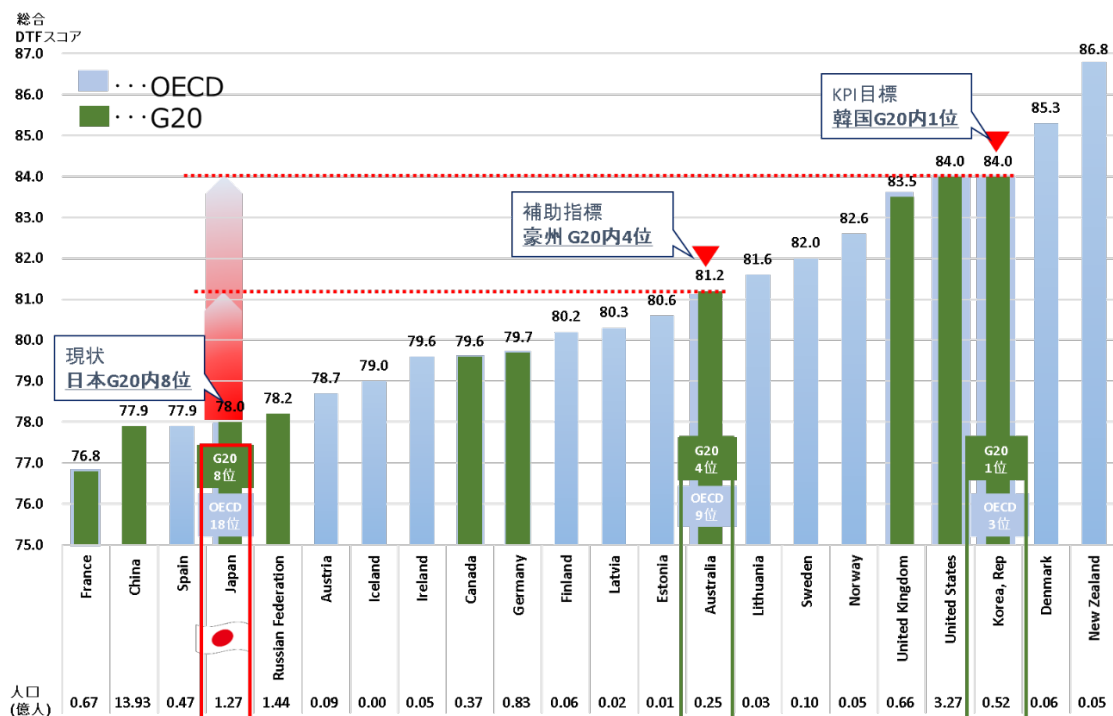
日本の順位は、平成 25 年には先進国 15 位であったが、平成 28 年に先進国 26 位まで後退した。令和元年には先進国 18 位まで改善したが、更なる制度改善の実現とその評価への反映、適切な評価手法の見直しには時間を要することから、令和 2 年に先進国 3 位を達成することは困難な状況にある。

一方で、世界経済のグローバル化の進展に伴い、新興国経済との競争も激化しており、先進国のみの順位目標という意義が薄れている状況にある。

世界銀行報告書は、正確な事実の反映や評価手法の適切さなどに課題も見られ、完璧なものではないが、世界 190 ヶ国を対象にビジネスに関する規制や手続等を国際比較可能な形で評価する有意義なものであり、継続して KPI に掲げるべきである。

また、「世界で一番企業が活動しやすい国」の実現を目指す観点から、高いハードルであっても、目標水準の高さは堅持すべきと考えられる。更に、高い目標を達成するには、大幅な制度改正が必要であり、十分な時間を要することを考慮すべきである。

こうしたことを踏まえて、新しい KPI は、2030 年に G20 で 1 位を目指すとして設定することが適切である。この際、PDCA・進捗状況管理の一環として、2025 年に G20 で 4 位を目指すことを KPI の補助指標として設定することが望ましい。



2. 我が国のビジネス環境の正確な反映に向けた取組

世界銀行報告書では、一部で、現行法制度やビジネス実態と異なる情報に基づいた分析がなされており、我が国のビジネス環境について必ずしも適切な評価が行われていない部分もある。このため、世界銀行に対する現行法制度やビジネス実態の説明を充実させ、世界銀行報告書における我が国のビジネス環境の適切な反映に努める。

これまで、世界銀行の担当者と内閣官房及び関係府省庁との間でワシントンでの現地面談及びTV会議を実施し、意見交換を行った。

今後も、必要に応じたTV会議の実施や毎年3～4月頃に世界銀行から依頼される「Reform Update」²への積極的な情報提供等を通じて、我が国のビジネス環境が正確に把握されるよう、世界銀行との対話を継続する。

また、世界銀行報告書は、世界銀行が各国の有識者に配布するアンケート調査票への回答を基に作成しているが、調査内容に対して適切に回答できる調査協力者が不足している項目もあり、世界銀行にニーズ等を確認した上で、適宜、調査協力者を世界銀行に推薦する。

さらに、調査協力者に配布されるアンケート調査票はすべて英語であり、我が国の調査協力者から、言語の障壁を極力取り除くため、世界銀行と協力して、調査票等の和訳を配布する。

3. 事業環境改善に向けた具体的な取組

世界銀行報告書は、事業規制等に関する手続きの数、時間、コスト等の定量的な評価に加えて、手続きのオンライン化の有無などの質的な評価を行い、10分野について、総合的な評価を行うものである。我が国の評価は、国際的にみて、手続きが多い、オンライン化が不十分、手続きが長いなどの課題が見られる。このため、行政手続きの簡素化に加えて、行政手続きのデジタル化として、オンライン化、ワンストップ化などを推進することとし、事業環境改善に向けた具体的な取組として、法人設立手続きのオンラインワンストップ化や裁判手続きのIT化を推進してきた。引き続き、事業環境改善に向けた具体的な取組を検討・実行していく。

² 世界銀行報告書の発行前年夏から当年夏までに行われた又は行われる予定の改革に関する各国からの情報提供を指す。

4. 評価手法の改善提案

財務省、外務省、関係府省庁は、連携して、世界銀行の評価手法（メソドロジー）の改善に向けた具体的な提案を検討し、世界銀行と意見交換を行う。

5. 分野別の取組

（１）法人設立【法務省、財務省、厚生労働省、総務省、内閣官房】

世界銀行報告書では、法人設立に要する手続数や所要時間等が評価対象となっている。このため、手続のオンライン化とマイナポータルを活用した法人設立手続を「手続数１、所要時間１日」で実施できるワンストップサービスの実現に取り組んできた。

これまで、平成 30 年 3 月に、株式会社及び合同会社の設立登記について、会社の設立登記の優先的処理を開始³し、平成 31 年 3 月には指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令を改正し、テレビ電話等による株式会社の定款認証を導入した⁴。令和 2 年 1 月に、マイナポータルのシステムを活用した法人設立ワンストップサービスとして、法人設立後の手続きである国税、地方税、年金、雇用保険などの手続きを運用開始⁵した。令和 2 年 3 月に、完全オンライン申請による法人設立登記の「24 時間以内処理」を開始する⁶。

今後、令和 3 年 2 月を目途に、法人設立ワンストップサービスの対象に、株式会社の定款認証や法人設立登記を含める運用拡大を行うとともに、印鑑届出の任意化を実現する改正商業登記法を施行する。

³ 次期登記情報システムの機能を活用した事件処理の効率化の取組等と併せて、原則として申請から 3 日以内（申請の受付日の翌日（オンライン申請において別送書類がある場合には書面の全部が登記所に到達した日の翌日）から起算して 3 執務日目）までに完了する取組。なお、登記申請件数の多い時期等を除く。

⁴ 平成 31 年 3 月～令和元年 12 月までの利用実績は 19 件。これまで、完全オンラインの手続実現のための改正であることに鑑み、添付書類のオンライン提出がテレビ電話等の利用条件としてきたが、令和 2 年 5 月を目途に、省令を改正して添付書類の原本及び印鑑証明書があらかじめ郵送されている場合にもテレビ電話等の利用を可能にし、テレビ電話による定款認証の利用拡大を図る。

⁵ 令和 2 年 1 月～3 月までの利用実績は申請件数 160 件（手続受付件数 819 件）。

⁶ オンラインによる株式会社及び合同会社の設立登記の申請のうち、役員等が 5 人以内、添付書面情報（定款、発起人の同意書、就任承諾書等）が全て電磁的記録、登録免許税の納付が電子納付、補正がないことなどの条件を満たすもの。改正商業登記法（印鑑届出の任意化関連）が施行されるまでは、印鑑届書が登記所に到達した後に、設立登記が完了。

(案)

さらに、単にサービス提供を行うだけでなく、実際に事業者に使われる事が何より重要であることから、法人設立時の手続が原則デジタル化され、本サービスの使用が商慣行として定着することを目指して、以下の取組みを行う。

法務省においては、法人の本人確認のデジタル完結を促進するため、商業登記電子証明書の利便性向上を図るとともに、一定期間無償化の是非も含めて、手数料の見直しや利用機会の拡大の方策などを検討し、2020 年中に結論を得る。

内閣官房・内閣府においては、関係府省庁等と連携し、起業家・事業経営者向けの効果的な広報活動を検討・展開に取り組む。

(2) 建設許可【国土交通省、厚生労働省、総務省、環境省、法務省、財務省】

世界銀行報告書では、建物の建設に伴う手続等が評価対象となっているが、一部で、現行法制度やビジネス実態と異なる情報に基づいた分析がなされており、我が国のビジネス環境について必ずしも適切な評価が行われていない部分もある。

このため、世界銀行に対する現行法制度やビジネス実態の説明を充実させ、一部について我が国のビジネス環境の適切な反映を実現したが、依然として、必ずしも適切な評価が行われていない部分が存在するため、引き続き、同様の取組を行う。

(3) 電力【経済産業省】

世界銀行報告書では、電力会社からの電力供給に伴う手続等が評価対象となっているが、一部で、現行法制度やビジネス実態と異なる情報に基づいた分析がなされており、我が国のビジネス環境について必ずしも適切な評価が行われていない部分もある。

このため、世界銀行に対する現行法制度やビジネス実態の説明を充実させ、一部について我が国のビジネス環境の適切な反映を実現したが、依然として、必ずしも適切な評価が行われていない部分が存在するため、引き続き、同様の取組を行う。

(4) 不動産登記【法務省、総務省、国交省、内閣官房】

i) 正確な評価反映

世界銀行報告書では、不動産登記に要する手続数等が評価対象となっているが、一部で、現行法制度やビジネス実態と異なる情報に基づいた分析がなされており、我が国のビジネス環境について必ずしも適切な評価が行われていない部分もある。

このため、世界銀行に対する現行法制度やビジネス実態の説明を充実させ、一部について我が国のビジネス環境の適切な反映を実現したが、依然として、必ずしも適切な評価が行われていない部分が存在するため、引き続き、同様の取組を行う。

**ii) ペーパーレス・オンラインで完結する不動産登記手続の実現、
不動産取引におけるペーパーレス・オンライン化の推進**

世界銀行報告書では、不動産登記に要する手続数等が評価対象となっているが、本来は提出不要な書類提出が商慣行を理由に必要手続とされており、不動産登記手続のペーパーレス・オンライン化が求められる。また、不動産登記手続だけでなく、不動産売買で必要とされる手続（書面契約の場合の収入印紙）も評価対象となっており、契約も含めた不動産取引がペーパーレス・オンライン化されることが必要である。

これまで、不動産登記手続において、既に実施済みの登記事項証明書の添付省略に加え、異なる法務局間での法人の印鑑証明書の添付を不要とする制度改正を2020年3月30日に行った。

今後、ペーパーレス・オンラインで完結する不動産登記手続を実現するため、以下の取組を行う。

法務省は、手数料の見直しの検討も含めて、オンライン手続の前提である商業登記電子証明書の普及促進に努めるとともに、標準ガイドライン等に準じたAPIの公開についての見直しを通じた民間事業者の活用やソフトウェアの改善など、利用者目線での利便性向上について検討し、2020年度中に結論を得る。

法務省、総務省は、固定資産評価証明書の取得・提出の慣行をなくす観点から、行政機関内の情報連携として、IT総合戦略室が進める土地情報連携の高度化の取組とも連携しつつ、令和2年1月より開始した市町村から法務局への評価額通知のオンライン提供の拡大推進、民間の情報活用として、登記手続等における固定資産税納税通知書の活用などの方策を2020年度中に検討する。

また、不動産取引において、国土交通省は、不動産取引の安全性確保を前

(案)

提として、現在実施中の売買取引における IT 重説の導入に係る社会実験を継続実施するとともに、賃貸取引における重要事項説明書等の電子化について、検証検討会を踏まえて実験ガイドラインを改定の上、社会実験を継続実施し、書面交付・対面・記名押印に関する今後の取組方針について検討を進め、2020 年度末までにその進捗状況を検証する。

iii) 土地関係紛争に関する司法統計の充実

世界銀行報告書では、東京・大阪地裁の土地関係紛争の件数が公表されているかどうかの評価対象になっている。

これを踏まえて、最高裁判所には、民事訴訟手続の IT 化による統計事務の効率化を前提し、東京・大阪地裁の土地関係紛争の件数に関する報告書の作成・公表などの司法統計の充実に期待する。

(5) 信用供与【法務省、金融庁、経済産業省】

i) 動産担保制度など法的権利に関する制度整備

世界銀行報告書では、動産担保に関する法的枠組みや登記制度等が評価対象となっている。これまで、法務省は、法的権利に関する制度改善に向けた取組として、動産・債権を中心とした担保法制に関する検討を行ってきた。

今後、2019 年 3 月より開始した法制上の課題に関する検討の中間的な議論の整理を踏まえつつ、動産担保に関する法的枠組み・登記制度の整備について、引き続き検討を行い、見直しの方向性について 2020 年度中に取りまとめる。その際、更なる制度改善として、将来的な世銀の評価基準の変更も視野にいれながら、法人を対象とした全国統一担保登記簿のデータベースの構築・運用の必要性の有無も含めて検討するとともに、必要に応じて、評価手法の改善提案を行う。

ii) 信用情報の充実

世界銀行報告書では、信用情報の充実度が評価対象となっており、信用情報機関が付加価値サービスとして、クレジットスコアを提供している場合に評価される。

このため、金融庁及び経済産業省においては、民間の信用情報機関が検討中のクレジットスコアの作成・提供に関して、そのニーズや実現可能性、可能な限り早期のサービス開始を含めて当該機関と議論を行いつつ、クレジットスコアの提供の可能性について、利用者の安心の確保の観点からも検討を行い、2021 年度中に結論を得る。

(案)

(6) 少数投資家保護【法務省、金融庁】

i) 会社法改正やコーポレートガバナンス推進の評価反映

世界銀行報告書では、株主総会の招集通知の発送時期、独立取締役及び業務非執行取締役の選任及び役員報酬の開示に関する事項が義務化されているかどうかの評価対象となっている。

法務省、金融庁においては、世銀に対して、他分野における評価根拠同様に、少数投資家保護の分野においても、ハードローでの義務化だけではなく、ソフトローの改革も含め、市場における実効性の観点から評価されるように評価手法（メソドロジー）の改善提案等を行う。

また、金融庁は、世銀だけでなく海外機関投資家などからの評価をふまえて、引き続き、コーポレートガバナンスの強化について検討を行う。

(7) 納税【財務省、総務省、厚労省、内閣官房】

i) 正確な評価反映

世界銀行報告書では、事業者が年間に納付する税、社会保険料の納付回数、所要時間等が評価対象となっている。一部で、現行法制度やビジネス実態と異なる情報に基づいた分析がなされており、我が国のビジネス環境について必ずしも適切な評価が行われていない部分もあった。

このため、世界銀行に対する現行法制度やビジネス実態の説明を充実させ、一部について我が国のビジネス環境の適切な反映を実現したが、依然として、必ずしも適切な評価が行われていない部分が存在するため、引き続き、同様の取組を行う。

ii) 電子化等による手続の削減

世界銀行報告書では、大半の事業者が電子申告・納付を行っている場合、申告・納付回数が複数回であっても一回として評価されることになっている。これを踏まえて、関係省庁は、電子申告・納付に関して、未利用者への利用勧奨等を行いつつ、将来的には、電子申告の義務化の見直しも含めて、電子申告、口座振替を含む、電子納税を一層推進するための課題や方策を検討する。また、法人の電子納税手段として、ダイレクト納付も含めた口座振替申込のオンライン完結を実現するための課題・解決策についても併せて検討する。

iii) 更なる利便性向上の取組

前述のとおり、世界銀行報告書では、事業者の納付回数等が評価対象とな

(案)

っていることを踏まえて、法人設立など一定の手続についてワンストップ化が進められている税・社会保険手続について、電子申告・納付の分野でも更なる利便性向上の取組として、財務省、総務省、厚労省などにおいては、法人所得関係の税目、社会保険料、自動車関係の税目を念頭に、税務申告（申請届出）から納税（納付）までの一連の手続をシームレスに行うことを可能とするとともに、税・社会保険手続において横断的なワンスオンリーの徹底について検討を行う。

（８）輸出入【国交省、財務省、経済産業省、内閣官房】

世界銀行報告書では、陸路と海路を区別せず、港湾・国境通過に係る時間・コストを評価対象としているため、総じて海路による輸送は低評価となり、主要輸送手段が海上コンテナ輸送である日本の評価も低くなっている。

港湾・税関・書類手続の改善を図りながら、関係府省庁は、海路で評価されている国の中で最高の評価を得ることを目指していく。

i) 評価手法（メソドロジー）の改善提案と補助指標の設定

国土交通省・財務省においては、引き続き、輸送手段で歪みのない評価等となるように、世界銀行に対して、評価手法の改善提案を行う。

また、日本の主要な輸送手段である海路の競争力を高めることを目指して、「輸出入それぞれにおいて、海運で評価される国の中で G20 の 1 位を目指す」ことを成長戦略の KPI の補助指標として掲げることが望ましい。

ii) 港湾物流の円滑化

港湾・国境通過に係る時間・コストの削減を目指して、国土交通省、財務省、経済産業省、IT 総合戦略室は、以下の取組をおこなう。

業種の異なる民間事業者間の貿易手続きを含む港湾物流の円滑化を促進するため、「港湾関連データ連携基盤」を令和 2 年中に構築する。あわせて、中小企業をはじめ幅広い業種・企業の参加を実現するための課題と方策、NACCS や CONPAS とのデータ連携方策等に関し、令和 2 年度中に基本的方向性についての結論を得る。

令和 2 年度中に横浜港において CONPAS の本格運用を目指すとともに、良好な労働環境と世界最高水準の生産性を創出するため、令和 4 年度まで、「ヒトを支援する AI ターミナル」の各種取組を推進する。これにより、令和 5 年度中に、コンテナ船運航スケジュールを遵守しつつ、外来トレーラーのゲート前待機時間をほぼ解消することを目指す。

(9) 契約執行【法務省】

i) 正確な評価反映

世界銀行報告書では、裁判手続や判決の執行に要する時間や訴訟提起などの電子化等が評価対象となっている。一部で、現行法制度やビジネス実態と異なる情報に基づいた分析がなされて、我が国のビジネス環境について必ずしも適切な評価が行われていない部分もある。

このため、我が国のビジネス環境の適切な反映を実現するため、世界銀行に対する現行法制度やビジネス実態の説明を充実させる取組を行う。

ii) 民事訴訟に関する裁判手続の IT 化

世界銀行報告書では、裁判手続や判決の執行に要する時間や訴訟提起などの電子化等が評価対象となっていることを踏まえて、民事訴訟手続の IT 化を実現するため、以下の取組を行う。

法務省は、オンライン申立て、訴訟記録の電子化、訴状の電子送達、手数料等の電子納付、双方不出頭の非対面での期日等を実現するため、令和 4 年中の民事訴訟法等の改正に取り組む。

現行の民事訴訟法の下での争点整理手続におけるウェブ会議等を活用した非対面での運用⁷について、最高裁判所には、以下の取組みを期待する。

- ①令和 2 年度中の全国の地方裁判所本庁（50 庁）での開始
- ②令和 3 年度から地方裁判所の支部（203 庁）でも順次開始
- ③高等裁判所等は、①及び②の運用の状況を見ながら順次拡大の検討

令和 4 年中の民事訴訟法等の改正を前提に、最高裁判所には、以下の取組みを期待する。

- ①関係する規則等の制定作業を進めた上で、早ければ令和 4 年度中に、非対面での争点整理手続の運用拡大（遠隔地要件等の見直し）、非対面での和解期日等の運用開始
- ②速やかに機材の調達等を行い、早ければ令和 5 年度からの非対面での口頭弁論期日の運用開始

オンライン申立てに関して、最高裁判所には、以下の取組みを期待する。

- ①現行民事訴訟法 132 条の 10 に基づく準備書面等の電子提出の運用について、令和 2 年度中に運用を開始するための所要の作業を行い、令和 3 年度中に一部の庁での速やかな運用開始を目指すとともに、民事訴訟法等の改正を前提としたオンライン申立ての開始までに運用庁を順次拡大することによる電子提出の利用の普及促進

⁷ 令和 2 年 2 月 3 日から知的財産高等裁判所及び 8 地方裁判所が運用開始し、5 月 11 日から追加 5 地方裁判所が運用開始予定。

- ②民事訴訟法等の改正を前提としたオンライン申立ての本格実施⁸に関しては、法制審議会の専門部会での調査審議と並行してシステム開発に向けた検討や規則改正のための検討を実施した上で、IT化の全体計画の策定のための取組を進め、令和7年度中に当事者等による電子提出等の本格的な利用を可能とすることを目指し、一部について先行した運用開始の検討

記録の電子化等に関して、最高裁判所には、以下の取組みを期待する。

- ①利用者目線で使いやすい形で、裁判所内部だけでなく、当事者が利用可能な事件管理システムの構築
- ②IT化による統計事務の効率化を前提に、東京・大阪地裁の処理時間等や土地関係紛争の件数に関する報告書の作成・公表などの司法統計の充実

更なるIT化の実現を目指して、法務省は、法制審議会における民事訴訟手続のIT化の検討も踏まえつつ、令和2年度中に家事事件手続及び民事保全、執行、倒産等の民事非訟事件手続のIT化のスケジュールを検討する。

民事訴訟手続のIT化に際して、最高裁判所には、計画的かつ適正迅速な裁判を実現するための運用改善の検討を期待する。また、法務省は、法制審議会において審理期間の上限設定を含む特別な訴訟手続を設けることの可否を検討する。

(10) 破綻処理【法務省】

世界銀行報告書では、国内法人の破綻処理手続に関する時間・費用等を評価している。我が国は高い評価（G20で2位）を得ているが、引き続き、高評価を維持するため、日本及び各国の評価状況を注視し、必要に応じて対応を検討する。

(11) 公共調達【国土交通省】

世界銀行報告書では、ランキングに反映されず、詳細は公表されていないが、公共調達に関するものとして、道路舗装・修繕工事の調達に関する手続数や所要時間等を評価する調査が行われている。仮に、ランキングに反映された場合には、ビジネス環境の正確な反映が行われているかなどを精査し、必要な取組を検討する。

⁸ 記録の電子化、訴状の電子送達及び手数料の電子納付は、オンライン申立ての本格実施と同時期の運用開始を期待する。

6. 横断的な取組

世界銀行報告書において、上位の国は手続の簡素化やオンライン化を果敢に推進している。現時点では日本よりも下位ではあるが、中国の順位改善も目覚ましい。このように、競争は動態的であり、我が国は熾烈な国際競争に晒されており、「世界で企業が一番活動しやすい国」の実現を目指して、我が国も不断の取組を行うべきであり、上記の分野別の取組に限らず、横断的な取組を行う必要がある。

内閣官房 IT 総合戦略室は、デジタル3原則（①デジタルファースト、②ワンスオンリー、③コネクテッド・ワンストップ）に即した「デジタル・ガバメント実行計画」及び「各府省デジタル・ガバメント中長期計画」の着実な実施により、地方を含めた行政のデジタル化、民間におけるデジタル技術の活用促進などを一層加速化するとともに、国民一人一人のニーズに合った2030年の行政サービスの実現に向けて、デジタル時代の行政を支える基盤整備として、特に、政府情報システムのクラウド化や共用化、調達・契約方法の見直しなどを推進する。

内閣府規制改革推進室は、関係機関と連携・役割分担を行いつつ、国・地方自治体を通じたデジタル・ガバメントの実現による行政手続コストの削減を図る観点から、オンライン利用率の向上を推進するとともに、デジタル化を推進する上でのボトルネックとなる規制・制度の改革を行う。